

〔期日指定定期預金〕

1. 商品名	・ 期日指定定期預金
2. 販売対象	・ 個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年（据置期間1年） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）のお取り扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000円以上300万円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示する利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算で、1年毎の複利計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・ ありません。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ 少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。